# 平成28年度第1回清掃審議会

会 議 録

平成28年7月27日(水)午前10時開会 会場 新潟市役所本館6階 第4委員会室

# 平成28年度 第1回清掃審議会会議録

日時 平成28年7月27日(水) 午前10時00分から 会場 新潟市役所本館6階 第4委員会室

■出席委員 松原会長、山賀副会長、柴田委員、渡邉委員、石井委員、掛川委員、

片粕委員、斎藤委員、高橋まゆみ委員、中澤委員、星島委員、八子委員

■欠席委員 菊野委員、髙橋若菜委員、松原将委員

■事務局 阿部部長、塚本廃棄物政策課長、登石廃棄物対策課長、本望廃棄物施設課長

ほか

#### 1. 開会

- 石崎廃棄物政策課長補佐 (開会挨拶・資料の確認)
- 石崎廃棄物政策課長補佐:本日は、今年度はじめての審議会となりますので、環境部長の阿部からご挨拶をさせていただきます。
- 阿部環境部長:おはようございます。本日はお忙しいところ、審議会にご出席いただきありがとうございます。

委員の皆さまにおかれましては、環境行政のみならず市の様々な施策に、それぞれの分野でご 尽力をいただいているところであり、この場を借りてあらためて感謝いたします。

皆さまご承知のとおり、現在の新潟市の廃棄物政策につきましては、本審議会での平成23年度の答申を受け、平成24年度から平成31年度までの8年間を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画(ごみ減量プログラム)に基づいて、市民・事業者・市が協働し「ともにつくる環境先進都市」のスローガンのもと、ごみ減量・リサイクルに取り組んでいます。

平成27年度のごみ量の状況でございます。家庭系ごみは平成26年度より約1,100トン、率にして0.5%減少しました。事業系ごみについては平成26年度より5,485トン、率にして6.3%減少しました。リサイクル率は前年同様の27.9%となりました。

なお、平成26年度のリサイクル率は、政令指定都市の中では千葉市に次いで第2位となって います。

家庭系ごみにつきましては、平成20年度から始まった新ごみ減量制度による10種13分別の導入及び指定袋による有料化により約3割のごみの減少が図られたところですが、近年は横ばいという状況です。事業系ごみにつきましては、平成27年度から事業系廃棄物処理ガイドラインを本格実施させていただきました。事業者の皆さまからご協力をいただいた結果、減量効果が表れているところでございます。

リサイクル率が他都市より高い状況ですが、資源物を入れた家庭系ごみの総排出量は、まだまだ多い状態が続いています。特に、家庭系燃やすごみの約4割を占める生ごみ対策につきましては、地域における生ごみ堆肥化活動や段ボールコンポストの普及に努めています。今後も市民の

皆さまのご協力をいただき、一層のごみの減量・リサイクルに努めていくことが必要であると考えています。また、使用済小型家電の回収については、燃やさないごみに含まれている状況もありますので、拠点回収の充実を図っていく必要があると考えています。

事業系ごみについては、平成27年度の状況を見ますと減量している傾向がありますが、事業者の皆さまによる自己責任を徹底していただくことで、さらなるごみの減量・リサイクルに努めていく必要があると考えています。

今後も、市民・事業者のご協力をいただき、より一層のごみ減量・リサイクルの推進に努めて いきたいと考えております。

私は、廃棄物行政では二つの取り組みが必要であると思っています。一つは、昨年度の清掃審議会において議論いただき、年度末に策定しました災害廃棄物処理計画でございます。本年4月に発生した熊本地震において、本市は6月12日から7月4日まで、ごみ収集車2台を派遣したところです。事前に災害に対応するための計画を策定するなど準備ができていても、災害発生直後には生活ごみの回収や災害がれきの対応などについて、非常に戸惑う状況が分かりました。本市においても、いつ起きるかわからない災害に備える必要がこれからますます重要です。もうつは、高齢化がますます進展し、現在約28%の高齢化率が平成30年度には30%を超える状況になります。現在でも要介護者・要支援者の方で、自分でごみ出しをすることができない方がおられます。環境部としても、地域の自治会等でごみ出しを支援する仕組みを継続的にお願いしているところですが、国の介護保険制度の見直しにより、要介護1・2の認定を受けている方の生活支援に関するサービスがなくなるという状況が垣間見えています。環境面からは、ごみ出し支援をとおして、高齢者の方の生活を支えていくことが必要であると考えています。

今後も、市民・事業者の皆さまのご協力をいただき、一層のごみ減量・リサイクルの推進、低 炭素型社会を目指し取り組んでいく必要があります。審議会の皆さまからは忌憚のないご意見を いただきながら、今後の施策に反映させるべきことはしっかりと反映させながら、取り組んでい きたいと思います。

今年度の審議会では、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しの年度となることから、これまで の施策の進捗状況を報告させていただき、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思います。

また、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて諮問させていただき、ご 審議いただきます。委員の皆さまからは、積極的にご意見をいただければと存じます。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

#### 2. 議事

### ■近年のごみ量の推移等について

#### 事務局説明

○ 松原会長:おはようございます。ご多用のところご出席いただきありがとうございます。 それでは、議事を進行させていただきます。

議題(1)近年のごみ量の推移等について、事務局から説明をお願いいたします。

○ 塚本廃棄物政策課長:**資料1**をご覧ください。本年度初めての審議会でございますので、昨年度 までの家庭系及び事業系のごみ量の推移を説明させていただきます。

左上のグラフ1が家庭系、左下のグラフ2が事業系のごみ量の推移を示しています。家庭系ご

みは、平成20年6月の新ごみ減量制度開始以降、市民の皆さまのご協力によりまして、ごみと 資源の分別が進んだ結果、現在は制度開始前の平成19年度と比べ約3割減量しているところで ございます。なお、先ほど部長からの挨拶でもありましたとおり、近年は、ほぼ横ばい状態で推 移しています。

グラフ1の一番右側に平成27年度の家庭系のごみの排出量を記載してございます。収集ごみが13万6,872トン (棒グラフ青色)、直搬ごみが1万1,375トン (棒グラフピンク色)、資源物が4万1,656トン (棒グラフ黄色)、集団・拠点回収が3万2,921トン (棒グラフ緑色)、合計で22万2,824トンとなり、昨年度と比較し0.5%の減少となりました。内訳では、家庭から施設に直接搬入されるごみが前年度と比較しまして11.6%増となっております。ごみ処理施設等への自己搬入地域の制限の撤廃により、利便性が高まったこと、またそれに伴う広報により直接搬入自体が市民に周知されたことが増加につながったものと考えております。

赤色の三角の折れ線グラフは、各年度における1人1日あたりのごみ量です。平成27年度は500グラムと、平成26年度の499グラムから1グラム増加しました。

平成27年度の家庭系ごみ減量に関する主な取り組みといたしましては、情報紙サイチョプレスの発行、ごみ減量検定といった啓発事業を引き続き実施するとともに、段ボールコンポストの販売、ごみ分別アプリの機能追加や使用済小型家電の宅配便回収の開始などにより、市民のリサイクルに向けた取り組みの支援を実施しました。詳細は、議題(2)で説明させていただきます。

次に、グラフ2事業系のごみの排出量の推移です。平成27年度は許可ごみが7万5,473トン (棒グラフピンク色)、直搬ごみが2,751トン (棒グラフ緑色)、公共ごみが2,949トン (棒グラフ黄色)、資源が677トン (棒グラフ水色)、合計で8万1,850トンとなりました。純粋に事業所から排出されたごみは、許可ごみと直接搬入を合わせた7万8,224トンになります。前年度と比較し5.7%の減少となったところでございます。

平成27年度の事業系の主な取り組みといたしましては、事業系廃棄物処理ガイドラインを本格施行しました。また、ごみ処理施設における展開検査を実施し、古紙などの資源物、水銀、鉛などを含む廃棄物の混入防止に努めたところでございます。

資料1 右側の上に、平成28年度ごみ量の速報値を掲載していますのでご覧ください。棒グラフは、各月における1人1日あたりのごみ量を平成26年度は青色、平成27年度は黄色、平成28年度はピンク色で記載しています。平成28年度は4月及び5月分までとなってございます。直近となる平成28年4月は512グラム、5月は522グラムとなっており、前年度同月と比較し増加しています。特に西蒲区において前年度と比較しごみ量が増えていますが、巻広域地区における分別モデル収集が6月から実施されることで、制度変更前に駆け込み排出があったことが要因でないかと考えております。なお、現在集計しているところですが、6月及び7月は前年度と比較し減少している傾向です。今後も各種施策の展開及び広報紙等を用いた周知により、一層のごみ減量化とリサイクルの推進を図ってまいります。

**資料1**の右下に記載のリサイクル率についてです。リサイクル率は、ごみの総量のうち、どのくらいがリサイクルされたかというものを表すものでございます。先ほども説明しましたとおり、リサイクル率は27.9%と前年度と同じになりました。ごみ集積場での資源物の収集量は、前年度より減少しましたが、集団・拠点回収が前年度より増加したこと、ごみの総排出量が減少し

たことが要因でございます。平成27年度の家庭系及び事業系ごみ量について、右下の枠の中に まとめておりますので、後ほどご覧ください。

次に、資料 1 参考資料 政令市における 1 人 1 日あたりのごみ量(平成 2 6 年度)をご覧ください。毎年、環境省が行っている一般廃棄物処理事業実態調査の結果に基づくものでございます。全国で 2 0 ある政令市のうち、1 人 1 日あたりのごみ量が少ない順に並べたものでございます。ここでの 1 日 1 人あたりのごみ量は、注釈の※ 1 に記載のとおり、ごみのほか、資源物、集団回収や事業系一般廃棄物を含んだものになっています。先ほどの資料 1 のグラフ 1 の 1 人 1 日あたりのごみ量とは計算方法が異なることにご注意ください。新潟市の 1 人 1 日あたりのごみ量の合計は 1,060グラムであり、政令市の中では 16番目でございますが、リサイクル率は千葉市に次いで高い率となっております。10種13分別により、ごみと資源の分別が進んだ結果であり、とりわけ他都市で行われていない枝葉・草の資源化がリサイクル率を押し上げていると考えています。

以上で説明を終わります。

## ■近年のごみ量の推移等について

#### 質疑・応答

- 松原会長:ただいまの説明につきまして、ご質問ありますでしょうか。渡邉委員。
- 渡邉委員: **資料1**のグラフ2と**資料1参考資料**に関連することですが、事業系ごみの排出量が近年減少していることは評価できるところだと思います。事業形態により排出される廃棄物の内容や量が違ってくると思います。一事業所あたりのごみ排出量を算出しても仕方がないとは思いますが、事業系ごみ全体の排出量が減少していることは、事業所数自体が減少していることに起因していることがあるのではないでしょうか。一事業所単位の努力の結果に全て起因するのか、要因となりうるのか伺います。

もう一つは、**資料1参考資料**で、確かに新潟市のリサイクル率が非常に高いところは評価できますが、1人1日あたりの生活系のごみの排出量が20の政令市の中で最も多いという結果となっています。この理由について説明いただければと思います。

- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:一点目の事業系ごみ量の関係でございます。事業所数が減少していることが、全体としてごみ排出量が減少していることにつながっているのではないかというご指摘についてです。市では、事業所統計を実施しています。本日、具体的な資料を持ち合わせていませんが、事業所数が極端に減少しているとは認識していません。事業系ごみ排出量が減少したのは、事業所数が減少したことによるものではなく、事業系廃棄物処理ガイドラインの本格実施により、これまで焼却施設に搬入されていた資源物が分別され、適正に処理された結果であると考えています。

もう一点の、1人1日あたりの生活系ごみ排出量が、政令市の中で一番多いというご指摘についてです。ごみ量は生活系と事業系がありますが、例えば大阪市では生活系よりも事業系が多くなっています。これは、マンション等のごみ回収が、ごみ集積場に排出する形態ではなく、マンションを管理する業者が収集運搬業者に依頼していることから、事業系として計上されている場合がございます。生活系ごみと事業系ごみの捉え方が都市によって違いがあることから、注意し

て見る必要があります。ただし、委員ご指摘のとおり本市の1人1日あたりの生活系ごみ量は相対的に見ても多いので、今後もごみを減量していくことが必要であると考えています。

- 松原会長:他にありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員:生活系ごみの量が多いということが話題になりましたが、市では、チラシなどで古紙類の分別を周知しています。私も、自治会の広報紙にお願いし掲載してもらいました。このような日々の周知の効果により、生活系ごみが少しでも減少すればよいと思います。説明では、6月のごみ量は集計中とのことですが、減量の効果などはいつごろ分かるのでしょうか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:ごみ量は、1ヶ月単位で速報値を発表していますが、月により非常に変動があります。巻広域地区の分別モデル収集に関する説明会をさせていただく際、巻広域地区はほかの区と比べて1人1日あたりのごみ量が約100グラム多いことから、雑がみを資源として分別していただくことなど、資源物の分別について呼びかけています。資源物をできるだけ分けていただければ、指定袋の使用も少なくなります。巻広域地区での説明会は、自治会・町内会単位やコミュニティ協議会単位で説明させていただいています。約4,000人の方にお越しいただきましたが、巻広域地区の人口は約5万人ですので、全体の1割に満たない状況です。すぐにごみ量として結果が出るのかとのご指摘ですが、分別意識は徐々に浸透していくものであることから、長期的にごみ量の推移見ていきたいと考えます。

# ■廃棄物関連施策の進捗状況について

#### 事務局説明

- 松原会長:続きまして、議題(2)廃棄物関連施策の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:**資料2**をご覧ください。平成28年度予算ごみ処理手数料の市民還元事業 についてご説明いたします。

歳入は、ごみ処理手数料収入として、本年度は9億2,286万円を計上しています。

歳出は、1 指定袋作製等経費として3億6,225万円、2 平成28年度の市民還元事業として合計5億6,061万円を計上しています。資源循環型社会促進策、地球温暖化対策や地域活動支援策に充てることで、市民に還元するということでございます。市民還元事業の予算額が減少した主な理由は、指定袋作製等経費が増加したことによるものです。

次に、**資料3**ごみ分別アプリの概要についてご説明申し上げます。平成27年3月にスマートフォンでごみ分別についての情報が得られるよう、アプリを作製しました。主要な機能として、(1)ごみ分別に関する単語検索機能、(2)ごみ収集カレンダー表示機能、(3)ごみの分け方・出し方解説機能、(4)ごみ出し日お知らせアラーム設定機能、(5)資源物(古布、小型家電等)回収拠点検索機能を備えています。

(5)資源物回収拠点検索機能は平成27年度に追加した機能で、市が行っている古布・古着や使用済小型家電など、資源物の回収拠点の場所を地図で確認することができます。平成28年6月末現在で1万3,657ダウンロードとなっており、利用者からはごみの分別の確認ができ便利だという声をいただいております。アプリにつきましては、サイチョプレスで定期的にお知らせしているほか、大学等での説明会、バス車内放送や電車のビジョン広告などを活用し、多く

の方に知っていただけるよう広報を行っています。

今後は、アプリの改修を引き続き行い、新たな広報展開として、資料の一番下に記載しているような方法で、市指定ごみ袋の外装にロゴを掲載し、周知に努めたいと考えています。

次に、**資料4**マイボトルキャンペーンについてです。使い捨て容器の削減を図るため、3Rのうち最も優先順位の高いリデュース(ごみの発生抑制)意識の定着を図る一環として実施しています。5年目となる今年度は、昨年度に引き続き、にいがた未来ポイントと連携し、平成28年7月1日から平成29年6月30日までとする通年事業としたところでございます。にいがた未来ポイントとの連携では、マイボトルキャンペーンでたまるスタンプ5個を1口とし、スタンプがたまったはがきとバスICカード「りゅーと」もしくはおサイフケータイ対応端末を区役所にお持ちいただくことで、にいがた未来ポイントを付与するものでございます。また、これまで通りスタンプラリーも行っており、抽選で地産地消品やオリジナルグッズが当たることから、年齢層に偏りなく、より多くの方に参加していただけるものと考えています。

今年度は、マイボトルに飲み物を提供する店舗やマイボトルを販売している店舗、合計 1 5 9 店舗からご協力をいただいております。参加店については、各種の広報で周知を図ってまいります。また、より一層、ごみ減量意識が高まるよう継続的に事業を実施してまいります。

次に、資料5 使用済小型家電の回収・処理事業でございます。使用済小型家電のリサイクルでは、燃やさないごみとして処理されていた小型家電を回収し、レアメタルを含む有用な金属等をリサイクルしております。平成27年度には市が設置する回収拠点を9ヶ所増設し、52ヶ所としました。回収量は、前年度より2.4トン増加し、年間で19.8トンとなりました。市民の方から継続して小型家電を回収拠点に持ち込んでいただいている状況でございます。引き続き、サイチョプレスやイベント等でPRを行い、事業の周知及び回収量の増加に努めてまいります。なお、当事業は障がい者団体に回収処理を行っていただいています。小型家電の選別、分解作業は障がい者の就業訓練となっております。資源循環だけでなく、障がい者の就労に寄与していることから、本市の取り組みは全国的にも注目されているところでございます。

また、使用済小型家電については拠点回収と別に、市民の利便性の向上と排出機会の多様化を図るため、平成27年9月に小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパン株式会社と協定を締結し、小型家電の宅配便回収を開始しました。宅配便回収による回収量は5.1トンでございました。

次に、資料6生ごみの減量化・資源化施策についてご覧ください。1 実施状況は、平成23年度からの取り組みについて総括したものでございます。2(1)生ごみ減量運動推進運動では、市民一人ひとりが自らのライフスタイルに合った生ごみ減量に取り組めるよう、生ごみ水切り講座など各種講座を開催するとともに、減量方法を紹介するマンガ版ガイドブックを出前講座やイベント時に配布しております。また、生ごみ減量方法を映像で分かりやすく紹介したDVDにつきましては、図書館等での貸し出しを行っているほか、講座や研修会で活用しております。

- (2) 乾燥生ごみ拠点回収です。電動生ごみ処理機の普及を図るため、市内10ヶ所の拠点で 乾燥生ごみを回収、舞平清掃センターで堆肥化を行っています。平成24年度に回収拠点と景品 の見直しを行った結果、回収量が増加しております。今後も利用者の拡大と継続利用を促進する ため、さらなる周知を図ってまいります。
  - (3)食品リサイクル地域活動支援事業でございます。①地域における生ごみ堆肥化活動では、

平成24年度から江南区亀田地区の農産物直売所にご協力をいただき、市民が持ち込む半乾燥させた生ごみを直売所に設置している処理機で堆肥化して、できた堆肥を地域の農家の皆さまに使用していただくことで、地域の資源循環ループを図ってまいりました。平成27年度につきましては、江南区での活動を踏まえ、平成27年7月から拠点を南区と西蒲区にそれぞれ1ヶ所増設し、地域の堆肥化を支援する循環ループを拡大したところでございます。3ヶ所の拠点で回収量、会員数が増えていますが、今後もさらなる会員数の増加等を図るため、区役所だよりやサイチョプレスによる広報を実施してまいります。

②段ボールコンポストの普及でございます。家庭で手軽にできる生ごみ資源化方法として、段ボールコンポスト「サイチョのマジックダンボール」を製作し、平成27年10月から各区役所で販売を開始しました。今年度も引き続き講習会を開催し、広く市民への普及を図ってまいります。また、平成28年6月からは、基材のみの販売や販売先の拡充も開始しているところでございます。

(4) 学校給食残渣の飼料化・堆肥化でございます。環境省では、平成27年7月食品循環資源の再利用等の促進に関する基本方針において、再生利用の優先順位を飼料化、肥料化、メタン化等のエネルギー再生としております。市では、学校給食で発生した調理残渣や食べ残しを飼料化・堆肥化しています。また、堆肥化から飼料化へ移行させることで、より優先順位の高い飼料化の推進を図っています。堆肥化については、これまで同様舞平処理センターと民間施設で行っており、食品廃棄物が循環的に利用されるよう取り組んでおります。

最後に、資料に記載の各事業名に、にいがた未来ポイント対象事業と記載しておりますが、平成27年7月からスタートした、にいがた未来ポイントが付与される事業であることを示しております。にいがた未来ポイントの対象事業とすることで、さらなる生ごみの減量化を図ってまいります。

以上で説明を終わります。

# ■廃棄物関連施策の進捗状況について

# 質疑·応答

- 松原会長:ただいまの説明につきまして、ご質問ありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員: 資料2 平成28年度市民還元事業の関係で、三点質問いたします。
  - 一点目は、(8) 古布・古着の拠点回収費が前年度と比較し、本年度予算が大幅に増えている 理由を教えてください。

二点目は、(13)のごみ出し支援についてです。先ほど部長よりお話もありましたが、平成29年度に介護保険制度が変わるという動きがあります。特に高齢者の方が自分で食事を作らず、スーパーマーケットやコンビニエンスストアで食事を買い自宅で食べるという傾向が最近多くなってきていることが、私の回りでも言われております。今後、高齢化社会となる中でごみ出しは大きな問題になってくることから、ごみ出し支援については予算が増えていいのではないかと考えます。しかし、本年度予算額は前年度と比較し減少しています。この理由について教えてください。

三点目は、(11)にいがた未来ポイント事業についてです。環境政策課で行っているエコア クションキャンペーンは、電気、ガスの3ヶ月分の使用量を記入しアンケートに答えると抽選で 景品が当たることになっています。私も昨年度の夏と冬の2回取り組みました。夏に応募した時は景品が当たりませんでしたが、ダブルチャンスでマイボトルが当たりました。マイボトルは、私自身が既に持っていますので、知人に差し上げました。冬は、マイボトルを既に持参しているため、景品に当選しなかった場合にはダブルチャンスは不要と記入し、はがきを出しました。マイボトルを既に持っている人に、マイボトルが当たった場合には、どなたかに利用してもらわないと不要なものになってしまい、もったいないことになります。抽選では、同じものが当たらないようにするなどの配慮について、次回からでも改善できないでしょうか。

- 松原会長:事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長:一点目の古布・古着の拠点回収費の本年度予算額が増えている理由についてです。本事業は、回収拠点からの収集運搬から売り払いまでの一括契約を行っています。古布・古着の売却単価が下がったことにより、収集運搬費用が増えたことが要因です。

二点目のごみ出し支援の予算額が減った要因としては、指定袋作製費用が増えたことにより、市民還元事業全体の予算額が減ったためによるものです。ただし、部長挨拶でありましたように、ごみ出し支援事業は重要な事業と認識しています。クリーンにいがた推進員説明会や各区で説明を行い、ごみ出しを支援する方の掘り起こしを行い、支援団体の登録を進めています。支援団体数は、今年の目標である15団体を達成する状況です。本年度予算額では前年度と比較し減少となっていますが、ご理解をお願いします。

- 八子委員:9年後の2025年、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える頃がピークだと思われます。新潟県や新潟市は、人口の自然減などで少子高齢化がどこまで進んでいくのかが課題として見えていないわけです。しっかり取り組んでいかないと、困った問題が出てくると思います。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:三点目のエコアクションキャンペーンに応募された際に、マイボトルが送られてきたという件についてです。同じものをもらっても無駄になる、あるいは景品の選択ができないかなど、ただいまの委員のご意見について、にいがた未来ポイントの主管課である環境政策課に伝えたいと思います。
- 松原会長:他にありますでしょうか。登石廃棄物対策課長。
- 登石廃棄物対策課長:ごみ出し支援事業の関係ですが、予算額で比較しますと120万円減少しています。ただし、平成27年度決算額が約500万円であり、本年度予算額は530万円ですので、事業に必要な予算は確保していると認識しています。
- 松原会長:他にありますでしょうか。中澤委員。
- 中澤委員: **資料4**マイボトルキャンペーンについて、参加店舗が増えていることは評価できます。キャンペーンの実施期間も、キャンペーンが始まったときは約半年で短かったです。これが通年となったことも評価できます。先日、事業に興味がありましたので、キャンペーン参加店舗に入りましたが、キャンペーンが始まった7月第1週目の段階でマイボトルライフガイドの在庫がないとのことでした。159の参加店舗について、マイボトルライフガイドの在庫確認をどのように行っているのでしょうか。一生懸命に事業を周知しようとしても、ガイドがないとキャンペーンに参加できませんので、ガイドがないことがないように対応していただきたいと思います。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:大変失礼いたしました。参加店舗様からご連絡いただいき補充するように

しています。委員ご指摘のようなことがないよう、なお確認し、今後気をつけてまいります。

- 松原会長:他にありますでしょうか。斎藤委員。
- 斎藤委員: 資料2 歳出2(11)にいがた未来ポイント事業についてです。バスICカードりゅーとやおサイフケータイを利用し、ポイントをためることになっていますが、郊外に住んでいる場合、車を利用する機会が多いため、りゅーとカードを持っていない人が多い状況です。また、おサイフケータイについては、携帯電話の機種によってそもそも機能がない、あるいは対応していない場合があります。事業に参加してもポイントがつけられないことがあります。市街に住んでいる方はりゅーとカードを持っている場合が多いと思いますが、郊外に住んでいる方は、にいがた未来ポイントが利用しにくいという感じがします。別なポイントや簡単なポイントカードにするなど、誰でも参加できる仕組みにしたほうがよいのではないでしょうか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:委員ご指摘のとおり、りゅーとカードを使う頻度は、バス路線が多い地域と郊外では差があることは伺っています。にいがた未来ポイントの全体総括は、環境政策課で行っています。個別にいろいろなポイント制度を実施するより、まとめて一つのポイント制度を実施することは、考え方としてはいいと思います。ただし、ポイントをためる際の媒体がりゅーとカードでいいのかというご意見はお聞きしています。
- 阿部環境部長:にいがた未来ポイントにつきましては、環境分野のエコの取り組みと保健分野の健康づくりの取り組みを合わせたものです。公共交通機関であるバスを利用することで、自然に歩くようになるということで、バスで使われているりゅーとカードを利用することで始めました。委員ご指摘のこともありますし、また、商店街の皆さまから商店でも活用できるようなポイント制度にならないかというご提案をいただいているところです。今後は、ポイントの対象事業について工コと健康づくり以外への拡大、ポイント制度そのものの仕組みの見直しについて、商店街の方を中心としながら協議していく段取りになっています。今回のご意見もお伝えします。
- 松原会長:他にありますでしょうか。渡邉委員。
- 渡邉委員: **資料2** 歳出1の指定袋作製等経費が前年度と比較し約3千万円増えています。この 理由についてお聞かせください。
  - 二点目は、**資料1参考資料**と**資料7-2**に関連することですが、政令市でいろいろな比較をしたデータを示していただいたことは、新潟市の位置づけが分かりやすくて良いと思います。伺いたいのは、**資料1参考資料**では、新潟市は生活系のごみの量が多いことが分かりますが、他の政令市ではどのような取り組みをされているのか把握されているでしょうか。先ほど、生活系ごみと事業系ごみの区分が政令市によって違う場合があり、このことがごみの量の差が出る要因の一つとなっているという説明がありました。生活系ごみが減っている理由がある場合の政令市ごとの政策の違いなどについて情報交換を行っているのでしょうか。もし、情報交換を行っていないようであれば、先進的な事例の収集も含め情報収集するなど、提案申し上げたいと思います。
  - 三点目は、**資料7**—2 で処理手数料の比較についてです。市により処理手数料が大きく異なっている理由はどのようなことでしょうか。例えば、ごみを収集する範囲が広いか狭いかにより収集運搬費用が異なることや、焼却炉の効率性などが考えられますが、他に要因があればお聞かせください。
- 松原会長:事務局、お願いします。

- 塚本廃棄物政策課長: 二点目の他都市でどういう減量政策に取り組んでいるかとのご質問についてです。廃棄物処理は非常に歴史が古い分野です。本市は、全国の自治体や事務組合が加入している全国都市清掃会議に所属しており、研修会や担当課長会議が行われています。また、20の政令市でも担当課長会議などで情報交換や事例研究を行っています。全国の約700の自治体や事務組合や政令市で、制度改善の要望だけではなく事例研究会も行っています。先進的な取り組みを研究しながら、本市で実施できる制度を探していきたいと思います。基本的には、分別が細かくなればなるほどごみの減量化につながりますが、一定の限界はございます。これは、市民の皆さまのご協力をいただかなければならないこと、分別が細かくなると収集運搬費用もかかるため、総合的に考える必要があります。他都市での先進的な事例としては、長岡市で取り組んでいる生ごみのバイオガス化があります。このような事例を研究しながら、取り組んでいきます。
  - 3点目の資料7-2につきましては、議題(4)で説明させていただきます。
- 渡邉委員:全国都市清掃会議における会議の開催頻度はどのようになっていますか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:全体的な会議は年2~3回行われています。また、担当課長会議、制度要望のほか、減量・リサイクルに関する専門会議などがありますので、年間で10回程度開催されています。
- 松原会長:指定袋作製等経費の質問について、事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長:一点目の指定袋作製等経費が増えている理由についてです。 燃やすごみの指定袋は5種類のサイズがあります。45リットル・30リットルの袋の厚さは 0.03ミリメートル、20リットル・10リットル・5リットルの袋の厚さは0.02ミリメートルで作製していました。以前の清掃審議会で、20リットル・10リットル・5リットルの袋が破れやすいというご意見をいただいていました。このため、平成28年度から、すべての燃やすごみの指定袋の厚さを0.03ミリメートルとし既に発注しているところです。指定袋の厚

みが増すことにより原料を多く使用することが作製経費の増えた主な要因となります。

- 松原会長:他に、ありますでしょうか。掛川委員。
- 掛川委員: **資料2**のごみ処理手数料の市民還元事業とは少し話がずれてしまいますが、市が実施している環境フェアに関する予算は市民還元事業には入っていないと思います。市民還元事業の内容は、マイボトルキャンペーンなど環境に興味を持っている人が利用する事業が多いのではないかと思います。マイボトルキャンペーンであれば、マイボトルを使いたいと思った人がキャンペーンに参加するということです。環境分野では、環境フェアが大きなイベントの一つだと思いますが、万代などでは大きなイベントが他にもたくさん実施されていることから、環境フェアだけでなくイベントの際の環境対策をするための費用を市民還元事業から支出できないものでしょうか。普段、環境に興味を持っていない人が集まるような機会にリユース食器の利用などを行うことで周知できるような事業に費用を充てることはできないでしょうか。もう一点は、ごみ処理手数料の市民還元事業が市民に知られていないと思われます。私自身、この審議会に関わってから知ったところです。もっと周知を図っていくことで、市民自らが使うという意識として変えられるのではないでしょうか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:まず、ごみ処理手数料の市民還元事業については、平成26年度に審議し

ていただき、現在の事業内容となりました。審議の内容では、環境分野であれば何でも対象とすべきという議論も一部にありましたが、市民の皆さまからいただいた手数料を還元するということで限定しています。ご指摘の環境フェアは、市民還元事業ではなく市の一般財源で予算を措置しています。より興味や関心を持っていただけるような工夫が必要であると思われます。また、ごみ処理手数料の市民還元事業が周知されていないとのご指摘について、ごみ袋の収入が使われていることをパンフレットなどに明記し周知してまいります。なお、ごみ処理手数料や市民還元事業という表現では分かりにくいと思いますので、記載方法も検討したいと思います。

- 松原会長:他にありますでしょうか。星島委員。
- 星島委員: 資料2 ごみ手数料の市民還元事業に関しては、平成28年度の予算とのことですが、 決算はどのようになっているのでしょうか。先ほど、ごみ出し支援の平成27年度予算額は65 0万円ですが、決算では530万円との説明がありました。前年度予算との比較だけでは増減が 分かりにくいことから、前年度決算との比較を示すことが予算を確認する上で一番合理的である と思いますが、いかがでしょうか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:決算は10月に開かれる決算委員会で承認いただくため、現在調整中でございます。今回の審議会では、市民還元事業の平成28年度予算としてご説明させていただきました。
- 松原会長:例年、予算と決算のずれはあるのでしょうか。事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:一部ではございます。市民還元事業の(1)から(14)までの個々の事業単位での若干の増減はありますが、予算全体で過不足が生じている状況ではありません。
- 松原会長:他にありますでしょうか。石井委員。
- 石井委員: **資料2**歳出2(6) 古紙資源化の一層の推進について、本年度予算額が前年度予算額より減額になっています。古紙回収は皆さまはとても興味があると思いますし、登録団体数も多いように感じます。このような中で、回収団体同士でのいろいろな話しを結構聞くことがあります。実際のところ、古紙回収団体の登録件数はどのようになっているのでしょうか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長:予算については、前年度と比較して若干減っております。これは、先ほど 説明しました(13)ごみ出し支援事業と同様、指定袋作製経費が増えたことによるものです。 集団資源回収の団体数につきましては、平成28年1月末現在で1,715団体です。平成2 5年度末で1,697団体、平成26年度末で1,712団体ですので、毎年微増している状況 です。古紙回収では、1キログラムあたり6円の奨励金が交付されますので、この効果が大きい と考えています。市としましては、行政収集よりも集団資源回収を今後も進めていきたいと考え ています。
- 松原会長:他にありますでしょうか。高橋まゆみ委員。
- 高橋まゆみ委員: **資料3** のごみ分別アプリの概要について、平成27年3月から公開したものですが、本当に便利ですばらしい機能を持ったアプリを考案されたと思います。北区には大学がありますので、アパート等にお住まいの方が多くいらっしゃいます。毎年4月初めには、各自治会で独自にパンフレットを作成しています。また、「人づき合いよくも悪くもごみ出し一つ」といった標語を作成し、ごみ分別アプリを周知するなどしています。アパートにお住いの方にアプリ

を紹介し、ごみ出しを徹底するように行っている自治会もあります。このような取り組みの効果なのか分かりませんが、お住いの方からも大変便利にアプリを使わせてもらい、好評だと伺っています。これからも、機能の充実などを図っていただき、利用者の方が便利になるように進化してほしいと思います。

もう一点は、**資料6**2(3)食品リサイクル地域活動支援事業、①地域における生ごみ堆肥化活動についてです。平成27年度から南区及び西蒲区に増設したとのことですが、今後、他の区で実施する予定はありますでしょうか。北区は、直売所が多い区でもありますので、直売所に併設することで生ごみ処理機を設置できればいいと思います。

- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:ごみ分別アプリを、地域の皆さまにご紹介いただきありがとうございます。 アプリを公開した当初は学生さんの利用を見込んでいましたが、いろいろな年代の方から利用していただいているようです。機能を追加してもらいたいという電話をいただくことがあります。 今後も少しずつ内容の充実を図っていきたいと思います。

次に、地域における生ごみ堆肥化活動の拠点を北区にも設置してほしいとのお話でございます。 市で生ごみ処理機を増設して設置するときは、地域の方々や団体等の協力を得て、市内3ヶ所に 設置しています。引き続き、団体等から協力をいただき、区役所とも連携しながら、全区に拡大 できるよう進めてまいります。

- 松原会長:他にありますでしょうか。柴田委員。
- 柴田委員: **資料2** のごみ処理手数料収入では、ごみの指定袋や粗大ごみ処理による手数料収入が 計上されていると思いますが、資源ごみを業者に売却した収入もあると思いますが、手数料以外 の収入についてはどのようになっているのでしょうか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 本望廃棄物施設課長:ごみ処理施設で、缶など資源ごみとして処理し業者に売却したものは、各 施設の経費として使わせていただいています。
- 松原会長:他にありますでしょうか。柴田委員。
- 柴田委員:本来、収入として全体で計上するべきと思いますが、いかがでしょうか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:予算や決算では、施設での売払収入として計上しているため、市民還元事業には計上されていません。施設の経費としてではなく、歳入は新潟市全体の中に入ってきます。
- 松原会長:他にありますでしょうか。柴田委員。
- 柴田委員:資源物の売却した収入は、ごみ処理施設で使ってしまうということでしょうか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:例えば、亀田清掃センターで使用済小型家電を回収し、一定量が集まったときに売却します。この収入は、亀田清掃センターで使うということではなく、歳入として新潟市全体の中に入ってくるということでございます。
- 松原会長:他にありますでしょうか。柴田委員。
- 柴田委員:資源物の売却代金は、市民還元事業の予算、収入としては計上されないということで しょうか。
- 松原会長:事務局、お願いします。

- 塚本廃棄物政策課長:市民還元事業は、平成20年6月以降、市民の皆さまにごみ指定袋を購入していただいた手数料の使途を明らかにするため、資料を作成しています。資源物の売り払いは以前から各施設で行っております。 **資料2** はあくまでも市民の皆さまからの手数料が、どのように使われているかを明らかにするための資料でございます。
- 松原会長:他にありますでしょうか。中澤委員。
- 〇 中澤委員: **資料2** に関連してですが、集団回収団体数が1,715団体とのことでした。どのような団体が登録されているのでしょうか。主に自治会・町内会でしょうか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長:自治会・町内会が多く、老人クラブ、PTAなど幅広い団体から登録いただいています。
- 中澤委員:私の住んでいる地域でも、月2回の古紙類の収集日にごみ集積場に出す場合と、家の前に月1回古紙類を出す日があります。この2つをまとめたものが、古紙類の全体ということでしょうか。
- 登石廃棄物対策課長:今のお話を聞いたところでは、ごみ集積場に出される古紙類は行政が収集 する古紙類で、家の前に出される古紙類は推測ですが集団資源回収で出されている古紙と考えら れます。古紙類の回収方法は行政収集と集団資源回収以外に、拠点回収もございます。行政収集 や集団資源回収に古紙類を出すことができない方は、清掃事務所などの古紙回収拠点に持ちこん でいただく方法があります。古紙類は3つの収集方法があります。
- 松原会長:他にありますでしょうか。中澤委員。
- 中澤委員:報道で見聞きするところでは、古紙類をごみ集積場から持ち去る行為が全国的にあり、 問題になっているようです。新潟市の状況はどのようになっていますか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長:本市でも、以前は、古紙や缶などの資源物を業者が持ち去る行為が見受けられました。今は持ち去り行為について条例で規制をかけ罰則を設けています。この結果、持ち去り行為は激減しました。
- 松原会長:他にありますでしょうか。石井委員。
- 石井委員:古紙類の回収について話題がありました。古紙類の回収1キログラムあたり6円の奨励金を受けられます。同じ地域で、自治会や老人クラブなど多くの団体が集団資源回収に参加するようになっています。最初に婦人会が取り組んでいて、その後に老人会クラブが参加するなど、奨励金に引かれて皆さまが興味をお持ちになっているほか、回収業者も巻き込んだかたちとなり、団体の関係がスムーズにいかない地域があります。3ヶ月に1回、回収実績を報告することになっています。登録申請のための最初の手続だけはするのですが、その後の手続きを全て回収業者がしてくれるため、何もしないで皆さまに奨励金が入っていくような地域がいくつかあります。私たちの地域でも困っております。奨励金はとてもいいのですが、お金で釣るのはいかがなものかと最近考えております。いかがなものでしょうか。老人クラブも活動資金がないので古紙回収をしたい、あるいは他の団体の方も古紙回収をしたいといったことになっています。また、先に取り組んでいた団体に連絡するところとしないところがあります。このようなことで、地域の関係がスムーズにいかなくなっているところもあります。皆さまの良いご意見をお聞きしたり、解決策を教えていただけたらと思います。

- 松原会長:それでは、まず、事務局からお願いします。
- 登石廃棄物対策課長:地域でトラブルになっている事例をわずかですがお聞きすることがございます。解決策がないかとのご発言ですが、いずれの団体も古紙を収集され、報告を市に提出するなど、集団資源回収の制度に基づいて手続きをしていただいている以上、市では対応できない状況です。やはり、自治会や地域の皆さまの中で話し合っていただくことで、解決策を見出していただくことになるとか思います。市でこれ以上集団資源回収は必要ないということは言えません。
- 松原会長:委員の皆さまで何かご意見ありましたらお願いします。八子委員。
- 八子委員:集団資源回収活動の古紙回収からの還元金の使途の一つとして、私が自治会の環境衛生の役職にいた折、古紙の集団資源回収への参加を提案しました。自治会では、お祭りなどがあるため飲食代がかかることから、古紙回収に関しては、自治会の全員が関係することなので、地域全体の環境を整える資金として使うため、特別会計にしてほしいと提案し了承され、現在に至っています。特別会計として積み立てたお金を利用し、防犯灯の設置、ごみ集積場の整備・修繕、古紙類を保管する倉庫を順次設置するなどしています。古くなった場合は、市から補助金を得て改修しています。古紙回収に関する奨励金は年間で10万円程度、多い時では20万円程度になります。みんなで協力して実施しています。地域の住民全員に還元できるようであれば、老人クラブや婦人会の皆さまも了承でできるため、現在はうまくいっているのではないかと思います。現在、自治会の集団資源回収では、古紙回収は月2回の回収を業者に依頼しています。
- 松原会長:他にありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員: 資料6 2 (4) 学校給食残さの飼料化・堆肥化についてです。今年度の県のテーマの一つが食品ロス削減と聞いています。新潟市も準じているのではないかと思います。回収量の合計を見ていましたが、平成28年度6月までの飼料化の回収量が30.60トンになっています。今回は4月から6月までの3ヶ月分ですので、年間に換算すると多いと感じます。県で取り組みを行い、市でも対策を行っているはずなのに、数値として高いと気になっています。全体の回収量の合計でも、年間に換算すると平成26年度や平成27年度を上回る回収量と見込まれます。平成26年度及び平成27年度の6月末の数値は、どのようなものだったでしょうか。お聞かせください。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:平成26年度の数値は資料の持ち合わせがございません。平成27年度は4月から6月までの3ヶ月間については、昨年の清掃審議会でご報告しましたが、飼料化が4施設で20.59トン、堆肥化が84施設で114.83トンでございました。学校給食残渣の飼料化・堆肥化は、非常に自己矛盾をはらんでおり、回収量が増えることが良いことなのかということです。食品残渣は出ないことが一番望ましく、限りなく0に近くなれば良いというところであり、調理くずや食べ残しが少なかったということになります。なお、平成28年度の飼料化の回収量及び対象施設数が平成27年度よりも増えている要因としては、堆肥化から飼料化に移行したことによるものです。

いわゆる食品ロスが出ないようにすることが大切です。やむを得ず残渣となるものは、飼料化 や堆肥化でリサイクルするというかたちになるかと思います。廃棄物になる前でくい止めるが重 要ですし、学校給食での食育なども重要になってくると思います。

○ 松原会長:他にありますでしょうか。八子委員。

- 八子委員:私は、消費者協会テスト部に所属しており、先日、小学校の出前授業に出かけました。 糖分と着色料の試験を通して子供たちに気づかせ、学校給食は必要なことで、全部網羅して上手 に作っているというテーマで話をしてきました。今年度は食品ロスがテーマとしてありますので、 上手に食べましょうということをつけ加えながら呼びかけています。資料を見て残渣の回収量が 多いと感じましたので、今後の状況を見ていかなければと思います。
- 松原会長:他にありますでしょうか。山賀委員。
- 山賀委員:先ほどの石井委員のお話の続きになります。集団資源回収は団体が活動するための資金を確保するために始めたということも聞いています。役員の方も話していましたが、結局は何の目的で収入を得たいのかがポイントになります。そうした場合、今後いろいろな団体が自治活動なりの取り組みなどをされていく、公に益をもたらすような活動をしていくにあたりお金が必要だといった際、収入を得る手段が集団資源回収しかないのかと思います。集団資源回収以外に、収入を得るための選択肢が知られていないということも要因の一つであると思います。

ですが、収入を得る手段は、環境分野だけではなく他の分野でもあるかと思います。そういった点で言いますと、活動する市民団体がいろいろな活動をするための収入を得るための手段や選択肢を広く知っていただくということが大事であると思います。あくまでもこの市民還元事業というのは、そもそも予算がここから出てくるというだけであり、使い方に関してはそれぞれの担当部署で考えられていると思います。本日の環境部の審議の中では詳細な使い道に関してなかなか言えませんが、いろいろな事業の担当部署に、自治活動を支援するような取り組み、施策を今後お考えいただくということをお伝えいただければと思います。地域活動補助金で、団体の自立を促すことを実施していると思いますので、そちらのほうに誘導するようなアドバイスをすることができればいいと思います。各区役所地域課や区民生活課の担当になると思いますが、自治活動のアドバイスや支援をより強力にできるようになればいいと思います。区役所地域課も忙しいと思いますが、何かしらアドバイスができるような仕組みがもう少し生まれていくといいと思います。

- 石井委員:例えば、公民館から婦人会などの団体への補助金は、年々減っている状況です。老人 クラブも以前と違い、対象となる補助金がない状況です。地域全体の大きな連合であれば申請を すれば補助金があると思いますが、個々の自治会や老人会クラブでは人数も少ないですし、補助 金の対象になるような活動が見込めません。収入源がないという状態だと思います。よって、集 団資源回収などに頼って活動費にしたいというのがほとんどだと思います。
- 山賀委員:補助金や助成金も市民の税金からの支出ですので、何に使われるかというところをよく見ていかなければならないと思います。皆さまが無駄な活動をしているということは決してないと思います。理想論かもしれませんが、できるだけ補助金や助成金に頼らず、何かしら自分たちで活動のためのお金を生み出していけるようになれればと、私は思います。
- 石井委員: それが集団資源回収であると思います。自治会も他の団体も皆さまからいただくお金 で運営するわけですから、自分たちで活動するというのは、集団資源回収の奨励金に頼って、そ の中で活動していかなければならないのが現在の状況であると思います。

# ■新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直しについて及びごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(諮問)

- 松原会長:続きまして、議題(3)「新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直しについて及びごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(諮問)」ということですので、事務局お願いいたします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐:本日、市長が他の公務のため都合がつきませんので、代理として部長 の阿部が会長に諮問書をお渡しいたします。
- 阿部環境部長:それでは、諮問させていただきます。新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直し及びごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて諮問いたしますので、ご審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

# ■ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(審議) 事務局説明

- 松原会長:それでは、ただいま諮問を受けましたので、審議に入ります。議題(4)ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて、事務局から説明をお願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:今回諮問させていただいたのは2点となりますが、先に諮問事項(2)の ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについてご審議いただくため、ご説明させ ていただきます。

まず、処理手数料の経緯でございます。諮問書の諮問理由に記載してございますが、平成19年2月16日における「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」の答申書に基づき、「手数料は3年を基本として見直しを行う」ということになっており、今年が前回の見直しから3年目となっています。処理手数料の見直しにあたり、ご審議いただきたいということでございます。当初の平成19年の答申では、処理手数料は新潟広域の焼却施設と埋立処分地の処理原価をあわせた処理原価相当額を設定すること及び家庭系ごみの場合は事業系の半額程度とすることで、事業系は10キログラムまでごとに130円、家庭系は10キログラムまでごとに60円という設定がされました。平成22年度の見直しでは、新潟広域地区に合併地域も加えた直近のごみ処理原価を踏まえ、処理手数料を現行維持とする諮問を行い、これも妥当とする答申をいただきました。

**資料7-1**をご覧ください。前回の平成25年度の審議の際は、平成24年度のごみ処理原価を踏まえ、税抜で129.3円、税込で133.1円でございましたので、事業系・家庭系ともに処理手数料は現行維持という答申をいただきました。

それでは、**資料7-1**について説明いたします。まず、処理原価の考え方について説明いたします。処理原価は焼却と埋立に係るごみ処理経費をごみ量で割ることで算出しております。さらに、詳細にご説明いたしますと、ごみ処理経費は人件費、物件費、償還金利子、売電収入等の控除がございます。また、ごみ量は、焼却施設については処理能力、埋立については実処理量を採用してございます。

なお、前回までの見直しでは、処理原価のうち物件費に係る消費税分については、税抜で計算 し比較しておりましたが、今後、消費税率のさらなる引き上げが予定されており、処理経費への 影響が無視できないものとなっていることから、今回の見直しから税込の経費で比較を行っております。表の太枠の数字でございますが、平成27年度のごみ処理原価は、10キログラムあたり130.7円となっております。平成24年度の税込処理原価133.1円と比較いたしますと、2.4円の減となっております。主な増減理由を、4点挙げてございます。

処理原価の上がる要因といたしましては、亀田焼却施設灰処理薬品の変更、消費税率が5%から8%に上がったことによる物件費の増加が挙げられます。また、処理単価が下がる要因といたしましては、各清掃センター職員のうち、再任用職員の割合が増加したことによる人件費の減少、平成26年度に亀田第3埋立処分地の埋立が完了し、その分の経費が減少したことによります。結果的に経費の増加分以上に経費を削減できたため、前回見直しよりも処理原価が下がっているということになります。

次に、他都市の状況について 資料7-2 をご覧ください。処理手数料の比較として、左側が政 令指定都市、右側が県内市との比較になっています。若干処理手数料の単価が違っています。本 市は10キログラム単位で処理手数料を設定していますが、市によっては1キログラム単位や1 00キログラム単位での設定があります。今回の資料は、10キログラム単位で換算した比較表 でございます。本市は、政令指定都市では中位、県内市では事業系の可燃ごみは上位3番目とな っております。各都市により事情が異なり、処理手数料の設定に違いがございます。ごみ処理は 市町村の責務でございます。それぞれの考え方が違うということで違いが出てきていると考えて います。

次に、資料7-3 許可・直接搬入排出量の推移です。グラフと表についてですが、許可ごみ(青色)は一般廃棄物の収集運搬許可業者による事業系ごみの搬入量、事業系直接直搬入ごみ(黄色)、家庭系直搬搬入ごみ(桃色)の3つに区分しています。平成23年度から平成27年度までの推移としましては、平成26年度以降、許可ごみと事業系直接搬入ごみが減少したことにより、全体量も減少していますが、家庭系直接搬入ごみは増加傾向にあります。

以上で説明を終わります。

# ■ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(審議) 質疑・応答

- 松原会長:ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ありますでしょうか。ごみ処理手数料は3年前の審議でも据え置きという結論が出ています。現時点においても、3年前とは変わらない状況のため、据え置きとしてよろしいかどうか、ご審議をお願いいたします。渡邉委員。
- 渡邉委員: **資料7-1** の平成24年度のごみ処理手数料についてです。説明をいただきましたが、もう一度、ごみ処理手数料単価の計算方法について伺います。平成24年度の単価は税抜129. 3円と記載されていますが、このときの消費税率は5%という理解で間違いないでしょうか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:そのとおりでございます。
- 渡邉委員:消費税率が5%の場合、税抜129.3円の全体に消費税率5%を掛けますと、約6. 5円となり、資料に記載されている税込133.1円と合わないことになります。今一度、単価の計算方法をお聞かせください。
- 松原会長:事務局、お願いします。

- 塚本廃棄物政策課長:消費税の対象は物件費のみであり、人件費などは対象になりません。
- 渡邉委員:内訳について、説明していただけますでしょうか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:ごみ処理経費の内訳を申し上げます。物件費、人件費、償還利子、減価償却費となり、売り払いなどは控除します。物件費のみが消費税の対象となります。
- 松原会長:他にご意見ありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員: **資料7-3**で家庭系直接搬入ごみの不燃ごみに関してですが、年々増加傾向になっています。内訳で何か分かりましたら、お聞かせください。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:家庭系直接搬入ごみが増加していますが、可燃もしくは不燃ごみともに、 粗大ごみとして戸別収集されていたものが、直接搬入されるようになっているためと認識してい ます。粗大ごみについては、粗大ごみ処理券を貼って出すよりも、まとめて施設に持ち込むこと で10キログラムまでごとに60円で処理できますので、粗大ごみ処理券を購入するよりも安価 に処理できるということであると考えています。
- 松原会長:他にありますでしょうか。渡邉委員。
- 〇 渡邉委員: 資料7-1 の平成24年度のごみ処理原価を見ますと、税込み133.1円のうち、物件費が約90円で、残りの約40円が人件費等という理解でよろしいでしょうか。また、物件費に含まれるもの何でしょうか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:物件費は、清掃施設を維持するための経費であり、焼却施設や埋立に掛かる経費や清掃施設を維持するための運転管理委託料や光熱水費などが含まれます。
- 松原会長:他にありますでしょうか。渡邉委員。
- 渡邉委員:処理手数料はお金が絡むことですので、処理経費の内訳が記載されている資料を提供いただきたい。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長: 内訳表がございますので、委員の資料を皆さまに送付させていただきます。
- 松原会長:本日は終了時間を正午と予定しております。この後に、事務連絡の時間もあります。 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて、据え置きということで意見をま とめるか、引き続き審議を行うかというところです。本件については、継続審議としたほうがよ ろしいでしょうか。
- 山賀委員:委員の皆さまは、本日で決定してもよいと思っていられるようです。
- 松原会長:それでは事務局と調整しますので、一旦休憩といたします。 <休憩>
- 松原会長:それでは、再開いたします。ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて、据え置きの方針とすることでよろしいでしょうか。なお、本日は終了時間も迫っていることから、答申の調整ができませんので、答申については次回に持ち越すということでよろしいでしょうか。

### <異議なし>

## 3. 連絡事項等

- 松原会長:それでは事務局より連絡事項について説明をお願いします。
- 登石廃棄物対策課長:それでは、私のほうから下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理 化に関する特別措置法(合特法)に基づく合理化事業計画についてという資料について説明のほ うをしたいと思います。

当日配付資料をご覧ください。1の経緯、2の合理化事業計画の内容については、平成28年3月の清掃審議会で皆さまに説明させていただいております。ただし、合理化事業計画の内容の細かな部分について、具体的な金額などについては説明をしていませんでしたので、今回説明させていただきます。

まず、2 (1) 目標です。し尿の収集運搬車両については、平成32年度を目標に13台にすることとし、車両を専用化します。(3) 実施内容としまして、事業の転換を図るため代替業務を提供します。提供する業務は資料に記載のとおりでございます。代替業務の合計額としましては概ね年間で1億6,000万円となります。

次に、し尿収集運搬委託料については、年間で3億4, 262万7, 840円であり、1台あたりの原価2, 141万4, 240円の16台分とし、5年間定額といたします。以上が合理化事業計画の内容となります。

一般社団法人新潟市環境整備推進機構と平成28年3月25日に協定書を正式に締結しました。協定書に基づき推進機構では、現在、地区別に説明会を行っています。市で合理化事業計画を策定、推進機構は事業の再編計画を策定しましたので、地区別に説明会を開催しております。全体の説明会は既に終了しており、実際に推進機構が動いているとご理解いただきたいと思います。

今後は、推進機構と継続的な意見交換会を開催し、進捗状況を確認していきたいと考えております。いずれにしても、推進機構と収集運搬業者、それから市が一体となって今後合理化事業計画、事業再編計画を着実に実行していくこととなります。

以上で説明を終わります。

○ 松原会長:ご質問等ありますでしょうか。

<なし>

- 松原会長:事務局、続いて説明をお願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:事務局よりご連絡させていただきます。

本日諮問させていただきましたごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しにつきましては、本日の審議で据え置きとの一定の方向性をいただいたと考えております。処理手数料の見直し審議のために開催を予定しておりました8月25日の審議会は開催しないこととし、次回の審議会を9月以降といたしまして、改めて日程調整をさせていただきたいと思います。また答申案につきましては、会長一任ということでお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

○ 松原会長:委員の皆さま、よろしいでしょうか。

<異議なし>

- 塚本廃棄物政策課長:次に、照会票でございます。これまでの審議会と同様に資料の最後に照会票を添付させていただきました。本日の審議会でご質問できなかったことや後で気がついたことなどございましたら、事務局までご報告いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 松原会長:他に何かありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員:次回の審議会はいつ頃を予定されますか。
- 松原会長:事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長:9月市議会の関係から、9月下旬で日程調整したいと考えております。あらためてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。
  - また、6月から巻広域地区分別モデル事業が巻広域地区の世帯の約7割で始まりました。大きな混乱もなくスムーズに事業が始まったことをご報告させていただきます。
- 松原会長:これをもちまして本日の審議を終了いたします。ありがとうございました。